

南 丹 市 建 築 物 等 に お け る 木 材 の
利 用 促 進 に 関 す る 基 本 方 針

平 成 2 5 年 2 月

令 和 7 年 2 月（改正）

南 丹 市

目 次

はじめに

第1 方針策定の趣旨

第2 建築物等における木材利用促進の意義及び基本的方向

- 1 建築物等における木材利用促進の意義
- 2 木材の利用の促進に向けた取組
- 3 公共建築物等における木材利用促進の効果

第3 南丹市が整備する建築物等における木材利用促進の方針

- 1 木材利用促進を図る公共建築物等
 - (1) 対象
 - (2) 積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲
 - (3) コスト面で考慮すべき事項
- 2 公共土木
- 3 バイオマス、燃料利用
- 4 その他
- 5 京都府産木材の定義

第4 南丹市が整備する公共建築物等及び民間建築物における木材利用の目標

- 1 公共建築物の木造化・内装木質化
- 2 公共土木
- 3 バイオマス、燃料利用
- 4 その他
- 5 建築一般（民間）での木材利用の拡大

はじめに

南丹市では、木材の適切な供給及び利用の確保を通じた林業の持続的かつ健全な発展を図り、森林の適正な整備及び木材の自給率の向上に寄与するため、南丹市の公共建築物の整備及びこれまで木材の利用が低位であった非住宅の建築物や中高層建築物を含め建築物全体において、積極的に京都府産木材（京都府内で素材生産された木材）の利用を促進します。

このため、平成25年に策定した本市の基本方針を「南丹市建築物等における木材の利用促進に関する基本方針」として改正し策定するものです。

第1 方針策定の趣旨

本方針は、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第12条第1項の規定に基づき、京都府が定めた「京都府産木材の利用の促進に関する基本方針」（令和5年3月策定）に即して、法第12条第2項に掲げる必要な事項を定め、本来森林の有する多面的機能が十分に発揮されるよう木材利用の促進をしていくものです。

また、京都府府内産木材の利用等の促進に関する条例（令和4年京都府条例第16号）に基づき府を連携し、京都府産木材の利用を促進していきます。

第2 建築物等における木材利用促進の意義及び基本的方向

1 建築物等における木材利用促進の意義

南丹市は、京都府のほぼ中央部に位置し、北は福井県と滋賀県、南は兵庫県と大阪府、西は綾部市と京丹波町、東は京都市と亀岡市に隣接する面積616.31平方キロメートルの、府下では京都市に次ぐ広大なまちです。

森林面積は約541平方キロメートルと総面積の88%を占めています。人工林はその約4割で、特に日吉、美山地域においては林業が基幹産業として位置づけられ、暮らしの営みの中で森林が守られてきました。森林のもつ公益的機能には、土砂災害等を防止する国土の保全機能、渇水や洪水を緩和しながら、良質な水を育む水源かん養機能、生物多様性の保全、二酸化炭素の吸収など多くの環境保全機能を発揮することにより、市民が安全で快適な生活をおくるために欠かせない重要な役割を担っています。

しかし、近年は林業生産が減少し、加えて林業労働者の減少と高齢化などにより労働力が低下し人工林が適切に管理されない状況となり、野生鳥獣や病害虫などによる被害も重なり、森林の荒廃は著しく進行しています。

また、木材は長期間にわたって炭素を貯蔵できることや、製造時のエネ

ルギー消費が比較的少ないこと、再生産可能な資源であり、エネルギー源として燃やしても大気中の二酸化炭素濃度に影響を与えない「カーボンニュートラル」の特性を有することから、脱炭素社会の実現にも貢献する「環境にやさしい」素材です。

このような状況から、京都府産木材の需要を拡大することにより、森林が持つ多面的な機能の発揮と資源循環型社会の形成及び脱炭素社会の実現に貢献をすることが期待されます。

2 木材の利用の促進に向けた取組

1 の建築物等における木材利用促進の意義を踏まえ、南丹市が率先して、多くの市民が利用する公共建築物等に京都府産木材の利用の促進に取り組むほか、民間建築物における木材の利用が促進されるよう、国の施策に準じて、木造建築物の普及、木材利用に関する技術的情報の提供、木造建築物の設計及び施工に関する知識及び技能を有する人材の育成、建築物木材利用促進協定制度の周知等に取り組むものとします。

3 公共建築物等における木材利用促進の効果

公共建築物は、多くの市民が利用をされる施設であることから、木と触れ合い木の良さを実感する機会を広く提供することが可能です。

南丹市は、木材の良さを広く市民にPRし、住宅等の一般建築物における木材の利用の促進といった波及効果も期待できます。

第3 南丹市が整備する建築物等における木材利用促進の方針

1 木材利用促進を図る公共建築物等

(1) 対象

南丹市の庁舎のほか、市立の教育施設、文化施設、スポーツ施設、福祉施設、医療施設などの市民が利用する機会が多い公共建築物や市営住宅を対象にします。

(2) 積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲

公共建築物の整備においては、以下に掲げる法令等により木造化が困難な①から③の場合を除き、利用が可能な場合は「木造」に努めることを考慮します。

① 建築基準法等の法令の規定や施設の設置基準などにより木造化が困難な場合。

- ② 建築物に求められる強度、耐火等の性能を満たすために極めて断面積の大きな木材を使用する必要があるなど、構造計画やコスト面での木造化が困難な場合。
- ③ 災害時の活動拠点室等を有する災害緊急対策活動に必要な施設、治安上の目的等から木造以外の構造とすべき施設、危険物を貯蔵または使用する施設等のほか、伝統的建築物その他の文化的価値の高い建築物、文化財の収納・展示施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難な場合。

(3) コスト面で考慮すべき事項

公共建築物の整備に当たっては、部材の点検・補修・交換が容易な構造とする等の工夫により維持管理コストの低減を図り、建築コストにとどまらず、その計画・設計段階から維持管理及び解体・廃棄等のコストを含むライフサイクルについても十分検討するとともに利用者のニーズや木材の利用による付加価値等も考慮し、これらを総合的に判断したうえで木材の利用に努めるものとします。

2 公共土木

南丹市が実施する土木工事または公共建築物、公園などの外構工事における各種資材及び仮設資材には可能な限り京都府産木材の使用を考慮します。

3 バイオマス、燃料利用

南丹市の公共施設等の暖房器具、ボイラー等を導入する場合には、可能な限り、京都府産木材を使用することとします。

4 その他

市有施設における机、椅子、書架などの調度品や、文具などの消耗品の導入をする場合には可能な限り京都府産木材の使用を考慮します。

5 京都府産木材の定義

原則として「京都府産木材認証（ウッドマイレージCO2 京都の木認証）」を受けた木材の利用としますが、当該木材の使用が困難な場合は、「京都府産木材証明（京都の木証明）」を受けた木材とします。

- ＊ 京都府産木材認証（ウッドマイレージCO₂京の木認証）木材とは、京都府木材認証制度により、京都府産材であることや輸送時に排出される二酸化炭素の削減が証明された木材のこと。
- ＊ 京都府産木材証明（京都の木証明）とは、令和元年度に創設された木材の産地（京都府産）を証明された木材のこと。

第4 南丹市が整備する公共建築物等及び民間建築物における木材利用の目標

1 公共建築物の木造化・内装木質化

南丹市が整備する以下の施設は、木材製品の利用が可能な場合は、内装の木質化と木造による整備を推進します。

- ① 学校施設
- ② 社会福祉施設
- ③ 医療施設
- ④ スポーツ施設
- ⑤ 社会教育施設
- ⑥ 文化・観光施設
- ⑦ 住宅施設
- ⑧ 公園施設
- ⑨ 庁舎
- ⑩ その他①～⑨に類する施設

2 公共土木

南丹市が実施する下記施設の整備については、土木工事または外構工事での各種資材及び仮設資材などでは、可能な限り京都府産木材の木製品の使用を考慮します。

- ① 道路施設（林道・作業道などを含む）
- ② 公園施設
- ③ 河川施設
- ④ 外構施設
- ⑤ その他①～④に類する施設

3 バイオマス、燃料利用

暖房器具やボイラーを設置する場合は、エネルギー源として木質バイオマスを燃料とする器具等の選定については、導入及び燃料の調達や維持管理に要するコストと体制を考慮しながら導入についての検討をします。

4 その他

市有施設における机、椅子、書架などの調度品や、文具などの消耗品のうち、調達可能なものについては、可能な限り京都府産木材を使用した木製品の導入を考慮します。

5 建築一般（民間）での木材利用の拡大

民間での木材利用の取り組みを拡大するため、民間が整備する建築物等について、関係団体等の協力を得て、民間での建築計画や木材利用の働きかけに努めます。

附則

この方針は、平成25年2月1日から適用する。

この方針は、令和7年2月3日から適用する。